

肉用牛肥育経営者の皆様へ

次のことについて、確認を行っております。

平成19年度から、肉用牛肥育経営安定対策事業(通称：マルキン事業)に加入できるのは、次の 又は のいずれかの認定を受けた生産者です。

市町村長から認定農業者の認定を受けた生産者です。

知事から特認の認定を受けた生産者です。

認定農業者になるための認定手続きはお済みでしょうか。

まだ、認定手続きを行っていない生産者は、早急に市町村へ申請手続きを行ってください。

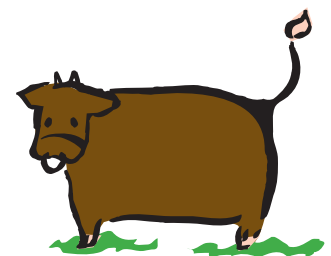
また、特認手続きを希望される生産者は、(社)宮崎県畜産協会まで連絡方を願います。

マルキン事業とは

肉用牛肥育経営の安定化を図るために、生産者の拠出金と国の補助金により基金を造成し、枝肉価格の低下等により肥育経営の推定所得が一定水準を下回った場合に、基金から補てん金を交付する事業です。

この事業は、平成13年度から開始され、現在、第2業務対象年間の契約期間は平成16年1月～平成18年12月となっておりますが、平成19年1月から新たな契約期間に切り替わります。

現在では、多くの肉用牛肥育経営者が加入しております。



不明な点がございましたら(社)宮崎県畜産協会に問い合わせてください。

問い合わせ先

TEL.0985-41-9305